

地域事務局の認定申込に係るご質問への回答

一般財団法人 持続性推進機構
エコアクション21中央事務局

地域事務局の認定申込にあたり、皆様からいろいろとご質問をいただきました。個別にご回答させていただいておりますが、皆様に共通するご質問を以下に取りまとめました。地域事務局申請にあたってご参照ください。

質問1：地域運営委員会及び地域判定委員会に、認定申込団体の役職員及び地域事務局員は委員になることができないが、なぜか。

→地域事務局は、公平、公正な運営を行い、エコアクション21全体が信頼性のある制度を目指すことが必要であると考えます。その点で、運営に関する重要事項の審議や審査結果の判定は、中立的な第三者の合議に委ねることが望ましいと思います。限られた仲間内での運営は、避けるべきと思います。

質問2：地域判定委員及び地域事務局員は審査を担当することができないが、なぜか。

→まず、エコアクション21審査人として認定された方が、地域判定委員及び事務局員になることはできますが、審査を担当することはできないということです。これについても、上記の質問1と同じ考え方です。さらに、地域判定委員及び地域事務局員は、個別事業者のコンサルティングも行うべきではありません。地域判定委員が、自分もしくは仲間の審査結果を判定する、地域事務局員が審査した結果を地域判定委員会が審議するというのは、制度の信頼性の観点から好ましくありません。

また、「地域事務局は、中央事務局が担う事務局の業務を分担するもの」であることもご理解願います。したがって地域事務局は、ISO14001の審査機関とは、機能も業務も異なります。ISO14001では、審査及び認証は審査機関が責任を持つものですが、エコアクション21の審査は、独立した個人が審査します。審査人は実際の案件を審査しますので、地域判定委員会の委員とはなれません（地域判定委員会に立ち会い、説明を求められた場合は、説明を行うことはできます）。

質問3：地方公共団体との協力関係がある旨を記した文書とはどのようなものか。

→「地方公共団体との協力関係」の文書は、県か市の環境担当課から、たとえば、「〇〇県（△△市）は、◇◇と協力して、地域の事業者の環境経営を促進しています。」あるいは、「〇〇県（△△市）は、◇◇がエコアクション21地域事務局に認定された場合には、◇◇と協力して、広範な事業者の環境経営を促進していきます。」

といった内容でしょうか。文書は、課長などからの「公文」でも、課からの「事務連絡」でも結構です。

質問4：地域運営委員会及び地域判定委員会の委員の数はどの程度が適当か、また、どのような方に委員を委嘱すべきか

→特に委員数の決まりはありませんが、地域運営委員会は10人弱程度、地域判定委員会は最少でも3名程度と考えられます。

地域運営委員会のメンバーとしては、認定の要件に例示した関係の団体の方をお願いするものですが、例示の団体すべてから一人ずつでなくても結構です。なるべく幅の広い関係者の方にご参画いただくことが理想です。

地域判定委員会のメンバーとしては、環境マネジメントシステムに精通している方（ISO14001 審査員又は認証取得企業の方）、企業の環境対策に精通している方（公害防止管理者、企業の環境対策担当者の方）及び大学の先生、NGOや消費者団体の方等が想定されます。

また、関係団体に委員をお願いした場合、申請時には、やむ負えない場合、具体の個人の氏名ではなく、団体名だけでもかまいません。

質問5：運営委員会及び判定委員会の規程とはどのようなものか。

→委員会の規程については、中央事務局ホームページの各種規程をご参照の上、作成してください。

質問6：地域事務局認定申込書の事業決算額の記述は予算額でも良いか。

→NPO法人としての活動が1年未満の場合は、決算額に代えて、予算額で結構です。地域事務局がある財団法人等の一部である場合は、エコアクション21事業報告の中では、財団全体の経理とは分けた、エコアクション21関係のみの数値を記していただく必要があります。

質問7：必要な執務スペース、人員及び通信手段を確保していることとは、具体的にどのようなことか。

→「公益的な活動を継続的に行うことができる」ための要件であり、「必要な執務スペース」とは、個人の家の部屋を事務局にしないという趣旨です。広さ、地理的条件などの要件はありません。会議室等があればより望ましいと考えられますが、もちろん専属の会議室である必要はありません。

「人員」は、最低、事務局に誰もいない状態が続くことがないようにするという趣旨です。具体的な人数の要件はありません。

「通信手段」は、電話、FAX、パソコン（Email、ホームページ）等が必

要と考えられます。

また、新設の部署・部門ではなく、事務局員を含め、既存の部署・部門との兼務でも構いませんが、「エコアクション21」と電話があった場合、適切に対応できる必要があります。

質問8：地域事務局は、各都道府県に1カ所となるのか。

→地域事務局は、各都道府県に1カ所とは限定してはいません。一つの地域に複数の地域事務局が認定されることはあり得ます。逆に、1カ所もない都道府県もあり得ます。

また、地域事務局は、その地域の事業者の認証・登録を独占するものではありません。他の地域の事業者の認証・登録の申込みを受け、これを担当することができます。例えば、A県に本社があり、B県に工場があった場合、A県にある地域事務局が、本社及び工場のそれぞれの認証・登録を受け付け、担当すること等が想定されます。

質問9：地域事務局の認定後、認定された地域事務局向けの説明会又は研修会等を開催する予定はあるか。

→地域事務局認定後、地域事務局を対象とした説明会、又は研修会を開催しております。